警察庁政策評価研究会
第 43 回議事録

令和８年７月２日開催

警察庁長官官房企画課

第 43 回警察庁政策評価研究会

１　日時

令和８年７月２日（木）午前 10 時 40 分から午後 0 時 00 分までの間

２　出席者

○　委員（五十音順）

内山　融	東京大学大学院総合文化研究科教授（座長）
野口　貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
峰　ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
横山　淳	株式会社ＰＭＡグループ代表取締役

○　警察庁

片倉　秀樹	長官官房政策立案総括審議官
服部　準	長官官房審議官（生活安全局担当）
遠藤　剛	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策・調整担当）
阿部　竜矢	長官官房審議官（交通局担当）
鈴木　敏夫	長官官房審議官（警備局担当）
小野寺　健一	長官官房審議官（サイバー警察局担当）
渡辺　幸次	長官官房参事官（総合調整・刑事手続の IT 化・統計総括担当）
立石　竜之介	長官官房企画課課長補佐

３　報告事項

(1)　「令和７年度政策評価実施結果報告書（案）」について

４　議題

(1)　「令和７年度実績評価書（案）」について

(2)　「令和８年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）」について

(3)　「規制の事後評価書（案）」について

５　議事録

（立石補佐）

それでは、第 43 回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を担当します、警察庁長官官房企画課補佐の立石と申します。よろしくお願いいたします。議事に先立ちまして、政策立案総括審議官の片倉から御挨拶申し上げます。

（片倉政策立案総括審議官）

本日は御多忙中のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜り、ありがとうございます。先生方が大変お忙しい中、私どものシステム上のエラーがございまして、開会が 40 分も遅れてしまったことを大変誠に申し訳なく思っております。警察庁を代表して、この場で私の方からお詫びをさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。それでは、お時間も限られておりますので早速検討に入らせていただければと思っております。どうか忌憚のない御意見等を賜れば幸いでございます。よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員です。

（内山委員）

よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

（野口委員）

よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

東京都立大学法科大学院教授の峰委員です。

（峰委員）

よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

株式会社ＰＭＡグループ代表取締役の横山委員です。

（横山委員）

よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

今回の研究会では、昨年度と同様に、説明者となる担当審議官は議題ごとに交代で出席することとなりますので、その都度御紹介させていただきます。

続きまして、当研究会の座長についてお話させていただきたいと思います。

今回の座長につきましては、引き続き、内山委員にお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（横山委員）

よろしくお願いいたします。

（峰委員）

異議ございません。

（野口委員）

よろしくお願いいたします。

（立石補佐）

内山委員よろしいでしょうか。

（内山委員）

わかりました。よろしくお願いします。

（立石補佐）

では、ここからは、内山座長に司会をお願いしたいと思います。内山座長、よろしくお願いいたします。

（内山座長）

それでは座長を仰せつかりました。よろしくお願いします。では、まず審議に入る前に当研究会における留意事項を説明いたします。警察庁の説明に対して質問や発言がある場合にはWebexの挙手機能又はチャットを用いてその旨を明らかにしてください。また発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば、チャットにてお知らせください。

次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認いたします。各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが総務省より求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録は警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も、同様の取扱いとしたいと思いますので、御了承願います。議事録は、事務局で作成した案を後日皆様に確認していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。まずは、報告事項の１について、事務局から説明をお願いします。

（立石補佐）

報告事項１は、「令和７年度政策評価実施結果報告書（案）」についてです。資料１を御覧ください。令和７年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。前回までの研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので報告事項とさせていただきました。私からは以上でございます。

（内山座長）

どうもありがとうございます。それでは、次に議題に移ります。今年度は、昨年度と同様に、関連性の深い評価書に関しては、連続して説明していただき、まとめて質疑・意見交換を行う形式で進めたいと思います。

議題１のうち、「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」、「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」及び「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」部分

並びに議題３の「規制の事後評価書」のうち、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」に関するものについて、警察庁から説明をお願いいたします。

（立石補佐）

「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」及び「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」に関するものについて、説明者の遠藤刑事局担当審議官です。

（遠藤審議官）

刑事局担当の審議官の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、２つの業績目標について御説明申し上げたいと思います。

一つ目は、基本目標１の「現下の治安上の課題への対応」の業績目標１の「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」についてであります。

スライドの１枚目の左上の業績目標の説明の部分を御覧ください。この業績目標は、匿名・流動型犯罪グループの実態解明と取締りを強力に推進するとともに、主たる資金獲得犯罪である特殊詐欺への対策強化を図るというものでございます。

令和７年度までの具体的な取組状況につきましては、２枚目の左側を御覧ください。

上段の「匿名・流動型犯罪グループ対策」につきましては、グループの中核的人物に指向した実態解明や取締り等を推進するための体制整備として、警察庁に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を新設したほか、警視庁には全国警察の捜査員から成る専従捜査体制である「匿流ターゲット取締りチーム」、こちらＴ３と略称で呼んでおりますが、これを新設するなどの取組を進めております。

下段の方は、「特殊詐欺対策」です。犯罪実行者募集情報に対する返信機能を活用した個別警告でありますとか、被害実態に応じた広報啓発、ＳＮＳ事業者やマッチングアプリ事業者への働き掛けなどといった被害抑止対策のほか、海外拠点の摘発といった被疑者検挙対策を進めております。

これらの取組を進めた結果につきましては、この右側の主な結果の欄を御覧ください。

検挙件数と検挙人員、こちら③と④の部分に記載しておりますが、特殊詐欺については過去５年間の平均値を下回っておりまして、他方で右側④のＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺については昨年の数値を大きく上回っている状況です。

その下の認知件数と被害総額につきましては、⑤と⑥に記載がありますけれども、特殊詐欺とＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺のいずれも急増しておりまして、特殊詐欺は過去５年間の平均値を上回っており、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺は、統計は２年分ですが、過去２年間の平均値をそれぞれ上回っているという状況でございます。

これら認知件数と被害総額が急増した要因といたしましては、１枚目に戻っていただきまして、１枚目の中央の中段から下段にかけての課題と記載しているとおり、若い世代を中心としたニセ警察詐欺の被害の急増でありますとか、バナー等広告を接触手段とするＳＮＳ型投資詐欺の増加、振込限度額がＡＴＭよりも高額なインターネットバンキングの利用による１件当たりの被害額の高額化等が挙げられると考えております。

今後の取組の重点につきましては、この１枚目の右側の中段から下段を御覧ください。

匿名・流動型犯罪グループに対しましては、中核的人物の匿名性を打破するために、警察

庁への関連情報等の集約と分析を推進いたしまして、都道府県警察と連携した戦略的な取締りを実施していくとともに、外国の関係国とのハイレベル協議でありますとか、東南アジア諸国の捜査機関との協力のためのリエゾンの配置等を進めてまいります。

また、特殊詐欺対策といたしましては、国際電話や詐欺電話を自動で遮断する機能等が実装された警察庁推奨アプリの普及を図るなど、犯人からの電話を直接受けないための対策の更なる推進や被害発生状況等に応じた最新の手口に関する効果的な広報啓発といった取組により被害抑止対策を推進し、このほか、外国機関と一層連携を強化して海外拠点の摘発を推進してまいりたいと考えております。

「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」につきましては、以上になります。

続きまして、基本目標５の「犯罪捜査の的確な推進」業績目標３の「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」についてでございます。

まず、スライドの左上の業績目標の説明を御覧ください。

この業績目標は、令和元年６月の刑事訴訟法等改正法の全面施行により導入された「取調べの録音・録画制度」の確実な実施を行うとともに、客観証拠の収集、分析等を重視した緻密かつ適正な捜査を行うなど、適正な捜査に向けた取組を推進するというものでございます。

１枚めくっていただきまして、令和７年度までの具体的な取組につきまして、２枚目の左側の方を御覧ください。

まず上段は、「捜査への科学技術の活用」についてです。警察では、客観証拠による的確な立証を図って、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、科学技術の活用を推進しておりますが、(1)の防犯カメラ画像等の活用に関しましては、現在の捜査に欠くことのできない防犯カメラ画像等の収集・分析を行う体制の強化や技術開発等に取り組んでいるところでございます。

こうした捜査支援部門の強化でありますとか、解析ツールの研究開発といった取組によって右側にあります主な結果の②に記載してあるとおり、防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした被疑者検挙件数は、年々増加しているところでございます。

また、左側を御覧いただきまして、(2)と(3)に関しましては、現場に遺留された指掌紋やＤＮＡ資料を採取・鑑定して、データベースと照合して犯人を割り出すといった捜査を適正かつ的確に行うための指導や体制の充実に取り組んでいるところでございます。

各種指導や体制強化、それから資機材整備といった取組によりまして、右側の主な結果の③に記載のとおり、指掌紋の一致件数は平年並みの水準を維持しておりまして、ＤＮＡ型の一致件数については平年よりも増加しております。

最後に、左側の下段の「取調べの適正化等の適正捜査の推進」に関しましては、記載のとおり、都道府県警察に対する巡回業務指導の実施でありますとか、取調べの録音・録画の実施や機材の整備、これは機材の減耗更新が主でありますけれども、こういった取組により適正捜査の推進を図っております。法律で実施が義務化されているものにつきましては、3,850件の録音・録画を実施しております。

右側の④にあります、「精神に障害を有する被疑者に係る取調べ」の録音・録画の実施件

数でありますが、こちらは努力義務として実施しているものでありますけれども、年々増加の傾向にあるところであります。

こういった取組もあいまって、２枚目の右側の①に挙げております、捜査本部事件の起訴率でありますが、これは被疑者が死亡したとかあるいは入院措置となった事案を除けば、全て捜査本部事件については起訴となっておりまして、客観証拠に基づく適正な捜査が行われたことを表しているのではないかと考えております。

最後に１枚目に戻っていただきまして、今後の課題と今後の取組の重点について御説明いたします。

中央から右下にかけての部分でありますが、昨今は秘匿性の高い通信手段を利用した犯罪が発生するなど犯罪のあり方が変化していることに加えて、客観証拠による的確な犯罪立証の重要性というのがますます高まっております。一方で、依然として法律で録音・録画が義務付けられている裁判員裁判対象事件等における録音・録画のミスによる不実施でありますとか、あるいは取調べにおける監督対象行為が発生しているところでございます。

加えて、今般、佐賀県警察の科学捜査研究所において、職員がＤＮＡ型鑑定において不適切な取扱いを行ったことが明らかになったところでございます。そういったこともございまして、１枚目右下に今後の取組の重点として記載しておりますが、適正なＤＮＡ型鑑定資料の採取・鑑定の実施、それからデータベースへの登録・照会、また、その管理を行うよう指導することも含めまして、これまでの取組を引き続き推進することに加えて、遺留ＤＮＡから被疑者を特定するためのＤＮＡ型鑑定の高度化に向けた取組の推進にも努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

（立石補佐）

続いて、「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」及び「規制の事後評価書」のうち「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」について、説明者の服部生活安全局担当審議官です。

（服部審議官）

生活安全局担当の服部です。よろしくお願いいたします。

基本目標４「市民生活の安全と平穏の確保」の業績目標１「総合的な犯罪防止に向けた取組の推進」について説明申し上げます。引き続き、資料の 11 ページを御覧ください。

具体的な取組状況について御説明いたしますと、資料の左側の上を御覧ください。まず効果的な犯罪防止に向けた取組の推進についてでありますが、現下の犯罪情勢の分析結果を踏まえまして、(1)のとおり組織的窃盗・盗品流通事犯に対する総合的な対策を推進いたしました。具体的には、ア自動車盗対策では「自動車盗難等防止行動計画」の一部改定、イ金属盗対策では、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定による防犯情報の提供のほか、金属類買受業者に対する立入等の推進、ウ大量万引き対策では「ドラッグストアにおける防犯対策指針」の策定及び業界団体への継続的な働き掛け等を強力に推進したところであります。

また、（2）のとおり、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、「安全・安心まち

づくり推進要綱」を改正したほか、特殊詐欺対策として警察庁推奨アプリの普及を促進いたしました。また、（4）でありますけれども、「犯罪防止に配慮した環境設計の推進」といたしまして、防犯カメラの設置が必要な場所の洗い出しや、地方創生の交付金を活用した防犯カメラ設置事業について自治体へ働き掛けを実施するなど、各種取組を実施いたしました。

こうした取組に対する主な結果でありますが、資料の右側「主な結果」を御覧ください。指標といたしまして、刑法犯認知件数と住宅対象侵入犯罪の認知件数を設定し、その達成目標を令和７年の件数が過去５年間の平均値を下回るとしておりますところ、２つの指標共に、令和７年の認知件数が過去５年間の平均値を上回る結果となりました。先ほど申し上げました、取組の結果、金属盗やドラッグストア大量万引きの認知件数は、前年比で減少しましたけれども、詐欺の被害が深刻化したほか、刑事法の整備等を背景といたしまして性犯罪に係る認知件数が増加していること、また、住宅強盗、忍び込み、住宅侵入の認知件数が増加したことが一因として考えられるところでございます。

現下の厳しい犯罪情勢を踏まえまして、全国的な治安課題はもとより、地域固有の課題を踏まえた効果的な取組、地域住民や自治体等と連携した取組、防犯性能の高い建物部品の普及促進、交付金等を活用した街頭防犯カメラの設置促進など、効果的な犯罪防止対策を更に推進してまいります。

続いて、人身安全関連事案への対策の推進についてでありますが、この資料の左下を御覧ください。令和７年度における人身安全関連事案への対策の推進についてであります。人身安全関連事案は事態が急展開して重大事件に発生する恐れが極めて高く、これまで「(5)事案対処能力の向上」として、「ア実効性のある対処体制の確立」や、「(6)加害者による行為のエスカレート防止に向けた取組の推進」としてストーカー規制法の適時的確な適用等の推進など、事案への対応をより的確なものとするための取組を推進するとともに、(7)ですが、関係機関等と連携した各種広報啓発活動を実施するなど、社会全体でストーカー被害を防止する取組を推進してまいりました。資料の右側の主な結果の③のところでありますけれども、ストーカー規制法に基づく禁止命令等の件数、そして、同法違反の検挙件数をお示ししておりますけれども、令和７年の件数はいずれも前年から増加しております。その増減要因でありますけれども、明確に説明することは困難でございますが、令和７年に警察庁から都道府県警察に対しまして、人身安全関連事案への対策の推進に関する必要な指示を改めて行ったことも一因と考えられるところでございます。引き続き、これらの取組の更なる充実を図るなど、対策を強力に推進してまいります。

引き続いて、議題３の説明をさせていただきます。資料が変わりまして、規制の事後評価書（案）の 17 ページ以下でございます。これは、令和３年に改正されました、銃砲刀剣類所持等取締法により新設されました「クロスボウに係る所持禁止・所持許可制」についてでございます。新設した規制の内容は、クロスボウを所持禁止の対象とした上で、これを所持しようとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしたものでございます。「２　事前評価時の予測との比較」についてでありますけれども、効果の金銭的評価は困難でありますけれども、クロスボウが使用された故意に人の生命・身体を害する罪の事件の検挙件数は、規制新設前の約 12 年間で 18 件であったところ、規制新設後は把握さ

れておりません。
本規制により所持許可を受けようとする方には、許可申請に関する遵守費用が、それから、都道府県公安委員会には申請の受理等に関する行政費用がそれぞれ発生しましたが、いずれも事前評価時に想定されなかった費用は生じておりません。
以上のことから、「３　考察」のところでありますが、本規制の新設により遵守費用及び行政費用は発生したものの僅少であり、クロスボウの使用による国民の生命・身体に対する被害の防止に一定の効果が見られたことを踏まえると、継続が妥当であると考えます。
私からは以上でございます。
（内山座長）
どうもありがとうございます。それでは、ここまで説明のあった内容について、お気づきの点や御質問などがありましたらお願いいたします。ここまでの内容に関する質疑・意見交換については、当初 30 分程度という予定でしたが、開始時間が遅れましたので、適宜短縮した方がよいかと考えております。いずれにせよ、皆様の御意見をお願いいたします。
（内山座長）
私は、司会ですけれども、私の方から少し発言させてください。
事前の質問に丁寧にお答えくださり、ありがとうございます。私としても納得した点は多いのですが、一つ申し上げたいのは、この政策評価というのは、これまでの政策に単にマルバツを付けるというのが目的ではなくて、現在の施策を点検して、今後の施策改善にいかす、これが主目的なわけですよね。
その観点から、以下について伺います。
まず１の１の「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」ですが、私の質問で、検挙件数や検挙人員が下回っているとか、あるいは、認知件数とか被害総額が上回ってしまっているという状況になっているのはなぜかということについて、非対面の手口が普及している、ネットを使った手口が普及しているのでなかなか現場を抑えられないとか、あるいは、手口の複雑化・巧妙化が認知件数の増加に結びついているということなのですが、そうしますと、こういった非対面の手口とかあるいは複雑化・巧妙化する手口に対して、どのような施策を打つのが最も効果的と考えられるのかということです。これは、野口委員からの事前質問へのお答えと被るのかもしれません。その点を一つ伺います。
もう一つは、５の３の「科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進」について、防犯カメラの画像を端緒とした検挙件数が増えているとのことで、これは好ましいことだと思うんですが、これが防犯カメラの設置数が増えたことによるものなのかというような質問に対して、そこは分からないということで全体を把握していらっしゃらないというのは分かったんですが、今後の施策の改善というと、例えばお答えの中にはカメラの性能向上というようなこと、あるいは技術の向上といったことも挙げられています。そうしますと、数を増やすのと性能を向上させるのと、どちらがインパクトが大きいのかということがもし分かれば、安いカメラを増やした方がいいのか、あるいは性能向上のカメラを重点的に増やすべきかみたいなことを判断する材料になるのではないかと思われました。この点については、計測は難しいものであることはもちろん存じておりますが、何か工夫してそういったことが

分かると、より効率的・効果的な施策の推進につながるのかなというふうに考えております。私からは以上です。

（遠藤審議官）

刑事局担当審議官の遠藤です。今、お尋ねいただきました、２点について御説明いたします。

まず、特殊詐欺あるいは匿流の関係ですけれども、非対面のものが増えているということ、被害が増えているということ、これをいかに防止するかという観点で申しますと、広報啓発ということで、認識をよく持ってもらうということも大事でありますが、どうしてもそこから漏れてしまったり、あるいは十分認識されなかったりということもありまして、接点をなくすということ、例えば電話がかかってくるということであれば電話がつながらないようにするといった方法を取っていく必要があるのではないかというのが一つあります。国際電話に関して、固定電話については不取扱受付センターを総務省と協力して動かしておりますし、また、警察庁の推奨アプリを、今ダウンロードをしていただこうと、使っていただこうということで進めておりますが、そもそも国際電話が着信できない、着信拒否できるというようなことで広報をやりながら、そういったことで被害者になりやすい人のところに届かないようにする施策を行っていくことを進めているところです。被害が非常に大きいので、何とか下げていかなければいけないということで、目標としてもそういったものを掲げる必要があるかと思います。取組としては、これまでやってきたものに加えて、そういった接点そのものをなくすような仕組み、あとは、犯収法の改正なども行われて、被害金が入る口座、これを架空名義の口座を作ることができるようにしたりして、犯罪者側の方でも使いにくい仕組みを作る、あるいは、被害が発生してしまったときには追跡が可能になるように官民連携の取組などを金融機関と行っているというところでございます。

もう一つの防犯カメラの関係ですけれども、これはカメラの性能というのもありますし、数は多いに越したことはないんだと思うんですが、カメラそのものの性能に加えて、解析ということについても今、研究開発を進めているところであります。また、回収のスピードというのも大事になっておりますので、回収する警察側の体制というのも強くして、慣れてくるとスピードが増してくるというか、ノウハウも蓄積されてくるところもありまして、そういったものの経験を積んでいくことによって効果が上がっていくというところもあります。また、防犯カメラというのは、実際のところ、数としては民間で付けているものの方が圧倒的に数が多いということもありますので、こういった設置状況というのを我々の方でもできるだけ確認をしていき、あらかじめ知っておくということで、いざという時にはすぐにアプローチできるようにしていく準備というものをしていくということかと思います。カメラそのものの数と質のどちらがいいのかというのは、どちらがいいと、はっきり言い切れないところはあると思うんですが、やはり数というのもあった方がいいと思われますので、そこは協力してくださる方へのアプローチというのもしっかりしていく必要があろうかと思います。あと、ドライブレコーダーなど、固定された防犯カメラでないものも含めてアプローチをしていく努力を続けていく必要があるというふうに考えております。お答えについて、これでよろしかったかどうか分かりませんけれども、以上です。

（内山座長）

どうもありがとうございます。よく分かりました。

それでは、野口委員よろしくお願いいたします。

（野口委員）

ありがとうございます。一橋大学の野口でございます。２点ほどお伝えしたいと思います。

まず一つ目は、今回、事前に質問をさせていただけるということで、たくさんの質問について、一つ一つ丁寧に御回答をいただいておりますことに感謝を申し上げております。ありがとうございました。

本当に丁寧に回答していただいているのですけれども、例えば評価の枠組み、範囲の取り方とか、指標の設定とか、何年から何年とか、あと換算する数字などについてのコメントは、こういうことでこういうふうにしているというお答えはいただいているのですが、警察の行政には携わっていない外部にいるものから見ると、その数字だったり、計算の仕方だったり、評価の枠組みそのものが、このように見えているんだなという意見として、優しく受け止めていただいて、今後の評価においてどうするというところに、いかしていただけると、コメントを出した意味もあるのかなというふうに思いましたので、そのように受けていただけるとありがたく存じます。

それから、二つ目は、今防犯カメラの話が話題になっていたのですけれども、今回具体的にどういうふうに成果に結びついたのかについては、まだ解明の余地があるということかなと思いましたけれども、ただ、パフォーマンスを見てみると技術を用いた捜査の推進において、例えば防犯カメラ等の導入というのが非常に効果があるようだという数値は出ているということからすると、評価をするということについては色々な意味があるとは思うのですけれども、今後の施策の推進において、やはり技術の導入というのが非常に有効なのだという一つのデータ、原データということが評価を通じて出てきたということになると思いますので、この評価が終わったら当然されているとは思うのですけれども、評価をベースとして施策をより効率的・有効的に実施していくために、どこにリソースを確保していく必要があるのかということを警察庁として主張していく際の非常に有効なデータになると思いましたので、この評価の結果をそういう形でも使っていただき、より安全で安心な日本になるようにいかしていただけると良いのだろうなというふうに思いました。

評価を通じて、やはりこれに効果があるなということが分かってきているので、それが施策のリソースの確保にも結びついていくといいなというふうに感じました。私からは以上です。ありがとうございました。

（片倉政策立案総括審議官）

政策立案総括審議官の片倉でございます。野口先生、大変貴重なご意見ありがとうございました。

先生方がお感じになっているとおりかなと思っておりまして、私どもの政策評価ですけれども、指標がどうしても最終的な検挙などといったもののみで測りがちなところがあるのですが、もう少し具体的というか短い視点というか、よりこの施策に適しているこの指標で測るというような、全てを検挙や発生で語るのではないという発想は極めて重要だと思ってお

ります。そういう観点で、今回も色々と御質問いただいたり、あるいは、こういった数字はないのかということも色々いただいたりしております。もちろん数字を出せる出せないということはございますが。

また、長期的スパンで見たいところなんですが、犯罪組織、犯罪者も変わっていくので、一つの指標が今年はいいんだけど、来年は全くそんなことが起きないとかいうこともあり得るので、私どもも手探りでやっているところがございますが、いずれにしても先生方の御指摘を踏まえて、何がいいかということを常に考えながら、より先生方に納得していただけるような、御説明ができるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、技術の点につきましては、御指摘のとおりでございまして、なかなかマンパワーだけでは解決できないことも、例えば防犯カメラしかりですが、やはり技術はすごいなと思ってまして、技術を活用したという点についても、しっかり配慮していきたいと考えております。以上でございます。

（野口委員）

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

（内山委員）

それでは横山委員お願いいたします。

（横山委員）

質問というよりコメントなんですけども、二つありまして、１の１のところと、５の３のところなんですが、１の１に関しては一般市民というか民間の視点から見たときにどう捉えていいのかなと考えておりまして、匿流というのは、要は犯罪を犯す人たちの特徴性としてくくっていらっしゃる定義ですよね。ただ、被害のところで見ると、ＳＮＳ型投資とかロマンス詐欺というと、これはどちらかというときっかけというか個人としてお金を振り込む理由というふうに理解しました。ただ、先ほど左側の外部要素なんかを拝見したり、先ほど内山先生に対するお答えなんかを聞くと、実は何が大きな問題かというと非接触型詐欺が増えているということというふうに理解をしました。

塊として３つのものがあって、誰がやっているかと、結果としてどういう理由でお金を振り込むかというのと、あと何で振り込むことが増えるかというと外部要素にあるような通信手段の進化とか暗号資産やインターネットバンキングの普及をするから非接触型詐欺が増えるというような整理なのかなというふうに思ったときに、犯罪の大元をなくすという意味だと犯罪組織を検挙するということだと思うのですが、予防するという観点だと実際に投資を切り口にした詐欺、ロマンスを切り口にした詐欺が増えているということの認知が大事かなというふうに思ったんですね。

投資とロマンス詐欺で、こんなに金額が伸びているというのは、結構驚きでして、多分一般の人たちはそういう認識を持っていないような気もしてまして、根っこを絶やすということと予防するということのどちらに重きを置くかという観点で見たときに、予防をした方がいいということであるならば、切り口として、どういうものが増えているかというところを捕捉していただきつつ、それについてどういう啓蒙活動をやっていくかみたいなことをおっしゃった方が、予防という意味では意義があるのかなと思ったというのが一つです。

２点目は、５の３です。世の中どの組織もこの議論で持ちきりなんですけど、特に今年の２月からは、アンソロピックショックがあってからそうなっているんですが、科学技術がトリガーになって何かが変化するというときに、このご時世、どの組織でもＡＩというキーワードは避けれない世界になっているかなと思ってまして、これは今回の評価どうこうというよりは、おそらく今後お役所に関してもＡＩというものをどういうふうに有効活用していくのか、そのためにどのような組織の対応を取っているのかみたいなところがより大きなテーマとなってくるのかなということを思ったというのがコメントでございます。おそらく来年とか再来年になると、ますますこの潮流は加速化していくので、この点が今後、視点として加わるといいのかなと思ったというコメントでございます。

（片倉政策立案総括審議官）

先生ありがとうございます。政策立案総括審議官の片倉でございます。

まず１点目ですが、特に予防についての御指摘、これ実は私どもも最近、正にそうだなと思ってまして、啓蒙活動をやるんですけれど、先ほどの内山先生への回答とも重複する話なんですが、啓蒙活動の結果を先ほど申したように検挙等で測ろうとするんですが、その一歩手前でこの啓蒙活動がどう伝わっていたかという観点での評価が私どもに欠けているところがあるなと思っております。例えば被害に遭われた方から、こういった広報を見てましたかとか、どう思いましたかという、そういった観点が少し足りないのかなと思ってまして、なかなか手間暇かかる仕事なんですが、色々な御指摘を踏まえて、例えば一部の県で、あるいは一部の署とかでサンプリング的にやってみるとか、そういう短期的というか、より近い視点での検証というものが必要だなと痛感しておりまして、先生の御指摘、そのとおりだなと思ったところでございます。

それからＡＩの活用につきましても、御指摘のとおりでございます。警察はマンパワーの組織なんですが、採用をめぐる情勢が厳しを増しており、なかなかそのマンパワーだけではもう回らなくなってきているという部分もございますし、ＡＩの方がはるかに優れている面もございますので、ＡＩで代替できるとことはＡＩを活用していくということをやっていかないといけないと思ってまして、部内でも色々なところで、どんなところでＡＩが使えるのかなという検討を今加速して検討しているところでございます。そのような取組もいずれまたご報告できればよろしいのかなというふうに思ってございます。以上でございます。

（横山委員）

ありがとうございます。

（内山委員）

他に御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。峰委員お願いいたします。

（峰委員）

ありがとうございます。都立大学の峰でございます。私からも、基本目標１業績目標１の匿流の関係のところに関して、一つ感想を述べさせていただきたいと思います。先ほど予防ということの観点も大事だというお話が出てきたかと思うんですけれども、匿流対策、それから予防という観点で言いますと、被害者に対して対応するということだけではなくて、例えば最近の若い人というか高校生などが安易に匿流の闇バイトに応募してしまって、犯罪者

の方に安易に加担するというか、入ってしまうというようなところが見受けられると思うんですね。ですので、匿流対策という観点で、犯罪者にならないという、匿流の方に安易に足を踏み入れないように、若い人に対して啓蒙活動とか教育活動みたいなことも必要なんじゃないのかなというふうに感じているところがあります。そういった観点での何か対策みたいなのは、今後お考えになる予定がおありなのか、若しくは、既に実際にはやっていますというようなことがあるのかというところを、一言だけで結構ですので、教えていただけたらと思います。お願いいたします。

（服部審議官）

生活安全局担当審議官の服部からお答えいたします。今おっしゃられたことを、私どもも課題として認識しておりまして、中学生や高校生などに向けて匿流犯罪といいますか、いわゆる闇バイトなどに関与したら後戻りできないんだよというような、よく理解していただけるような広報資料を作って文部科学省などとも連携して、今正に広報を強化しているところでございます。引き続き、こうした取組をやって匿流犯罪の根っこからといいますか、予防を含めて対処していきたいと思っております。以上であります。

（峰委員）

ありがとうございます。なかなか指標に現れない、それから効果が即座には出てこないかもしれないものだと思いますけれども、非常に大事だと思いますのでよろしくお願いします。

（内山座長）

それでは、この点について御質問の方はよろしいでしょうか。次の議題に移る前に、本来は５分間の休憩を入れる予定だったんですけれども、時間が押してますので、もし差し支えなければ休憩なしで次の議題に移りたいと思うのですが、この点、警察庁の方、それで大丈夫でしょうか。

（立石補佐）

はい。大丈夫でございます。

（内山座長）

続いて、議題１の「歩行者・自転車利用者等の安全確保」、「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」及び「サイバー事案対策の推進」部分並びに議題３の「規制の事後評価書」のうち、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」以外に関するものについて、警察庁から説明してください。

（立石補佐）

「歩行者・自転車利用者等の安全確保」及び「規制の事後評価書」のうち、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」以外に関するものについて、説明者の阿部交通局担当審議官です。

（阿部審議官）

私の方からは、基本目標７の「安全かつ快適な交通の確保」のうち、業績目標１の「歩行者・自転車利用者等の安全確保」について御説明いたします。

資料１ページ目ですが、上段の現状を御覧ください。令和７年中の交通事故死者数は

2,547 人ということでございます。交通事故死者数の内訳を見ると、歩行者の割合が最も高いほか、歩行中・自転車乗車中の死者の割合が約５割ということで諸外国と比べて、このあたりの割合が高くなっております。また、令和７年中の自転車乗車中の死者が 306 人ということで、令和２年以降減少傾向にある一方で、自転車関連事故は６万 7，470 件発生しておりまして、全交通事故に占める割合は依然として高い水準にあるということでございます。

こうした状況を踏まえて、歩行者や自転車利用者等の安全を確保するということを業績目標として設定することとしております。

続きまして、令和７年度までの取組について、左下の「主な取組」を御覧ください。令和７年度まで、「交通安全教育等」あるいは「指導取締り」、「道路交通環境の整備」の観点から各種取組を行い、歩行者・自転車利用者等の安全確保に努めてまいったところでございます。

１点目の交通安全教育等につきましては、状態別死者数において歩行中の場合の割合が高い幼児・児童・高齢者への交通安全教育を推進したほか、今年の４月１日に自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入に向けて自転車ルールブック、あるいは自転車ポータルサイトを作成・公表しまして、これを活用して自転車利用者に対する交通ルールの周知などを推進したところでございます。

２点目の指導取締りについては、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反や、悪質・危険な違反に対する取締りを推進したほか、主に地域住民の日常生活に利用されるような生活道路における速度違反自動取締装置の整備を行ったところでございます。

それから３点目、道路交通環境の整備については、生活道路対策として、道路管理者と連携して「ゾーン 30 プラス」の整備を推進するなどしたところです。

次に取組を通じた目標の達成状況でございます。２ページ目の右側、「主な結果」を御覧ください。

各指標について、令和２年から７年までの状況を見ますと、①「歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数」ですが、令和７年中の歩行者の交通事故死者数が 890 人ということで、基準年である令和２年比で 11.2%減少しました。また、令和７年中の自転車乗車中の交通事故死者数は 306 人であり、令和２年比で 27.0%減少しました。

他方、下の②「自転車関連事故件数」ですが、令和７年中は６万 7,470 件発生し、令和２年と比較して 0.3%の減少となっております。

これらの指標について、第 11 次の交通安全基本計画において、令和７年までに交通事故死者数を 2,000 人以下とするという目標が掲げられたことを踏まえて、令和７年までに令和２年の実績値から 29.6%以上減少させるということに目標を設定しておりましたが、残念ながらいずれも達成することはできませんでした。

こうした状況を踏まえて、課題と今後の取組の重点について御説明いたします。

１ページ目にお戻りください。右側の箱でございます。

まず、主な取組の１点目の交通安全教育ですが、交通事故実態を踏まえて、各主体への交通安全教育等を関係主体と連携して推進するほか、自転車運転者講習制度などを適切に運用してまいるというふうにしております。

また次の箱ですが、指導取締りにつきましては、横断歩道における歩行者の優先を徹底させ、横断歩道横断中の歩行者の交通事故の抑止をするための横断歩行者妨害の取締りを推進するとともに、自転車については交通事故の抑止をするための横断歩行者妨害の取り締まりを推進するとともに自転車については交通反則通告制度を積極的に運用し、悪質・危険な違反に対する取締りを推進するというふうにしております。

また、一番下、道路交通環境の整備については、今年の９月に予定されております、いわゆる生活道路における自動車の法定速度の引下げの円滑な施行ですとか、ゾーン 30 プラスの整備推進など、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全安心な通行空間の整備の推進を図ってまいるというふうにしております。

令和８年度以降の業績指標でございます。上の方ですね。①「歩行中・自転車乗車中の交通事故者数」については、今年の３月に決定されました「第 12 次交通安全基本計画」において、令和 12 年までに交通事故死者数を 1900 人以下とするという目標が掲げられたことを踏まえ、令和 12 年までに令和７年の実績値から 25.4%以上減少させることを目標とします。

また、②「自転車関連事故件数」につきましては、先ほど申し上げた、令和７年中の件数が令和２年比で 0.3%減少となるなど、近年横ばいで推移しているということに鑑みまして、まずは前年から減少させることとしたいと考えております。

まず１番目の説明は以上でございます。

続きまして、議題３の規制の事後評価に関しまして、交通局の方から、道路交通法の一部改正法これは令和２年の法改正でございます。

それから、道路交通法施行令の一部改正政令、これは令和４年の政令改正でございます。

これらによりまして、新設、拡充又は緩和された規制について御説明をいたします。

まず、１ページ目でございます。受験資格に関する規定の見直しでございます。

こちら、第二種免許の受験資格を緩和したものでございますが、旅客自動車運送事業者などにおける運転者不足解消に資するものでありまして、また、交通違反、交通事故の発生状況を踏まえると、交通安全の確保の観点からも一定の妥当性があるということから、規制緩和を継続することが妥当だというふうに考えております。

次に資料５ページ目でございます。こちら、75 歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設です。

こちら、75 歳以上の運転免許保有者のうち、一定の違反歴がある者に対して、運転技能検査の受検を義務付けたものであり、この結果、一定の基準を満たさない者について、運転免許証の更新などをしないというふうにできるようになったものです。

この運転技能検査につきましては、先日、報道発表も行ったところではございますが、運転技能検査受検後の交通事故の追跡調査を実施しましたところ、運転技能検査受検者 10 万人当たりの交通事故件数が、一定の違反歴のない高齢者講習受講者 10 万人当たりの交通事故件数よりも多いことが判明しました。すなわち、運転技能が低下して交通事故を起こしやすくなっている者が、運転技能検査に合格していることがうかがわれることから、今後、この運転技能検査の内容の充実を図る必要があるというふうに考えているところでございます。

次に９ページ目でございます。都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設でございます。

これは、医師の診断書の提出命令の対象を拡大したものでございまして、従来の臨時適性検査の運用と比較しまして、国民の利便性向上ですとか、行政負担の軽減、迅速な行政処分の執行に効果があるということから、規制を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、13 ページ目でございます。基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設と、こちらの１ページ目で説明した施策とセットの施策でございますが、第二種免許の受験資格の緩和によって早期に第二種免許などを取得した者のうち、一定の違反行為を行った者に対して、講習の受講義務を新設したものでございます。受講後の若年運転者期間中に違反行為を行って免許を取り消された者というものは、現時点０件でございますことから、交通事故あるいは交通違反の防止に資するものとなっていると考えられることからこの規制を継続することが妥当であるというふうに考えております。

それから、22 ページ目でございます。旅客自動車教習所の制度の廃止及び受験資格特例教習制度の新設ということになります。こちらも、１ページ目の施策とセットでございます。

第二種免許の受験資格の緩和によって、新しい教習制度が設けられたことに伴って、従来設けられておりましたこの旅客自動車の運転に関する教習制度を廃止したというものでございます。新しい教習制度は従来の制度の特例措置を拡充した制度でございまして、今後も利用者が一定数見込まれますことから、旅客自動車教習所の制度の廃止と受験資格特例教習制度の新設による規制の拡充という一連の施策は、妥当であると考えております。

それから、25 ページ目からでございます。試験の一部免除に関する規定の整備、それから試験の一部免除に関する規定の見直しという施策でございます。これらの特定失効者などの運転免許試験の一部免除に関する規定の整備直しを行ったものでございます。規定の整備ということにつきましては、これは特定失効者等のうち、すでに免許の効力が失われているにもかかわらず、違反行為を行って免許の拒否処分の基準に該当することとなった者に対して、試験の一部免除を認めないというものでございます。こちら、交通安全を確保する観点から、規制を継続することが妥当であると考えております。

また、試験の一部免除に関する規定の見直し、これにつきましては、これまで普通免許等の上位免許を受けていた特定失効者などが、原付免許を受ける際に、試験の一部免除を受けることができなかったという不条理を正したものであるということから、規制を継続することが妥当というふうに考えております。

最後、31 ページ目でございます。臨時適正検査を行うことができる場合の拡大でございます。

こちら、臨時適性検査の対象を拡大したものでございまして、この拡充は本人の申出、違反行為、交通事故があった場合でなくても、自動車の安全運転に必要な認知、操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれが認められる者に対して、臨時適正検査を行うことができるようになったというものでございます。臨時適性検査を受検しなかった者について、免許の取消し又は停止の対象となることから、交通安全の確保に資するものであるというふうに考えておりまして、規制を継続することが妥当というふうに考えております。

以上で私からの発表を終わらせていただきます。ありがとうございます。

（立石補佐）

続いて、「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」について、説明者の鈴木警備局担当審議官です。

（鈴木審議官）

警備局担当審議官の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。基本目標８・業績目標２「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」について御説明を申し上げます。

こちらの項目につきましては、従前、「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」の中で扱っていたものでありましたが、令和４年７月に発生した奈良市内における安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件をはじめとした警護を取り巻く環境の変化を受けまして警護の実施を項目として独立させたものとなります。

まず１枚目左上を御覧ください。業績目標でありますが、警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象及び警護対象者に対する違法行為の発生を未然防止し、その身辺及び聴衆の安全を確保することとしております。

先ほど申し上げた事案等を受けた警護の強化に係る取組や、令和４年以降コロナ禍で中止されていた地方の行幸啓等が再開され、多数の歓送迎者による奉迎が行われていることを受けた警衛の実施に係る取組は、資料左の「主な取組」に記載されております。これらの取組の具体的な内容は、２枚目を御覧いただければと思います。それぞれの項目につきまして、具体例を申し上げますと、資料左側にありますように、警護に係る「計画・実施段階における取組の強化」につきましては、都道府県警察が作成する警護計画案を警察庁において事前に審査し、都道府県警察に対し、警護実施上、留意すべき事項等を指示することで、各都道府県警察において実施される警護に万全を期しているところであります。警護に係る「体制及び教養訓練の充実強化」につきましては、警察庁と都道府県警察のそれぞれにおきまして、体制を増強したほか、体系的な教養・訓練計画に基づいて個々の警護員の能力向上を図っています。

警護に係る「装備資機材の充実」につきましては、警護の高度化に資する装備資機材に関する情報収集等に努めるとともに、防弾資機材等を順次整備し、警護の高度化を図っています。

警衛に係る「事前調査及び連携強化」につきましては、事前調査において、都道府県警察に対する指導を実施するほか、関係機関との連携を強化し、御対象の御身辺の安全を確保しています。

警衛・警護に係る「ローン・オフェンダー等対策の強化」につきましては、都道府県警察の本部及び警察署の警備部門に司令塔を設置し、部門横断的な取組を強化しているほか、関係事業者に不審情報の通報を呼び掛けるなど対策を推進しております。また、国政選挙に際しましては、警察庁に「ＬＯ脅威情報統合センター」を設置して、情報収集体制を強化したところでございます。

成果につきましてでありますが、資料右側となりますが、警衛・警護のそれぞれにおき

まして、御対象及び警護対象者に対する違法行為の発生はございませんでした。
１枚目にお戻りいただければと思います。こうした取組を推進しているところ、引き続き、資料右側となりますが、警護につきましては、警護対象者や演説の主催者等による理解と協力の確保に努めるほか、大規模警護における部隊の派遣を含むリソースの広域運用の促進に関する取組等、警衛につきましては、警衛員の最適配置やＡＩ等の警衛への活用に関する技術的研究の推進に関する取組等を進めていくとともに、ローン・オフェンダー等対策の面では、情報システムを活用した情報集約やＡＩを活用した情報収集・分析業務の高度化・効率化に努めるほか、関係事業者との協力の拡充にも取り組むなどし、警察庁と都道府県警察が一体となった、的確な警衛・警護を講ずることにより、御対象及び警護対象者の安全確保等に万全を期してまいりたいと考えています。私からは以上です。

（立石補佐）

続いて、「サイバー事案対策の推進」について、説明者の小野寺サイバー警察局担当審議官です。

（小野寺審議官）

サイバー警察局担当の小野寺でございます。私からは基本目標９「デジタル社会の安全・安心の確保」の業績目標１「サイバー事案対策の推進」について御説明申し上げます。資料を御覧ください。業績目標につきましては、「サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する」と整理しております。現状といたしましては、サイバー犯罪の情勢が依然として深刻であるほか、違法情報がサイバー空間に氾濫しているため、これに対して検挙や広報啓発活動等を通じた抑止が必要と認識しております。

令和７年度における「具体的な取組状況」と「主な結果」につきましては、次のページを御覧ください。ページ右側「主な結果」の①「サイバー事案の検挙状況等」につきましては、サイバー空間の脅威の情勢を踏まえ的確な取締りを推進するという観点から、達成目標を「サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。」と設定しておりました。サイバー事案の中には、例えば不正送金事犯やランサムウェア事案等において高度に匿名化・組織化されていたり、国境を越えて敢行されるなど、これまで対処が困難とされてきたものがあります。こうした障壁を乗り越えるため、ページ左側に「取締りの徹底」(1)及び(2)にありますように、サイバー特別捜査部において、体制を増強し、いわゆる匿流要素も含め暗号資産追跡結果をはじめとする都道府県警察から集約した情報を俯瞰的・横断的に分析し、その結果、得られた有益な情報を元に自ら取締りを行っているほか、それらを都道府県警察に還元するなどして現場の捜査を支援してまいりました。また、(3)にありますように、捜査等で得られた情報を外国捜査機関等と共有するなどして、国際共同捜査へ積極的に参加し、サイバー事案の捜査を着実に推進してまいりました。

令和７年度中は、インド共和国・中央捜査局（ＣＢＩ）と共に、日本人を標的としたサポート詐欺事件の国際共同捜査を行った結果、令和７年５月、インドＣＢＩがインド国内に所在するインド人被疑者６人を逮捕しました。当該被疑者グループの犯行による日本国内

の被害件数は少なくとも 200 件、被害総額は約 1 億 8,000 万円でしたが、本検挙後の令和７年６月中にＩＰＡ（情報処理推進機構）に寄せられた「ウイルス検出の偽警告」に関する相談は、右上のグラフにありますとおり 85 件であり、大幅に減少するなど、検挙がその後の事案発生の抑止に効果があることを示す分かりやすい事例であります。

次に、主な結果②の「サイバー事案の被害防止対策の推進状況」について御説明いたします。

サイバー事案の被害は広範囲に波及するなどの特徴があることから、官民連携の被害防止対策が重要になるところ、②の達成目標を「関係機関団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。」と設定しております。

令和７年度中は、ページ左側の被害防止対策(5)、(6)、(7)、(8)に記載がありますように、関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進、オンラインショップ加盟店との情報共有等の連携、サイバーボランティアの拡大・活性化、インターネット・ホットラインセンターにおける取扱対象情報の見直し等を実施いたしました。

なかでも、(7)の具体的な取組結果として、サイバー防犯ボランティアの団体数及び構成員数は増加傾向にございます。また、サイバー防犯ボランティアの活動は、地域社会全体のサイバーセキュリティの水準の向上に重要であることから、引き続き、取組を推進してまいります。また、(8)の具体的な取組の成果として、インターネット・ホットラインセンターにおいて把握した違法情報の件数は増加しており、インターネット上の違法情報対策の重要性が高まっております。こうした情勢の中、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律の施行に合わせて、インターネット・ホットラインセンターの運用ガイドラインを改定し、「違法オンラインギャンブル等関連情報」を違法情報に追加するなど、情勢に応じて、違法情報の迅速な削除に結びつけるための取組を推進しているところでございます。

説明は以上でございます。

（内山委員）

説明どうもありがとうございます。それでは、ここまで説明のあった内容について、お気づきの点や御質問などがありましたらお願いいたします。時間が限られていますけれども、是非、委員の方にはお気づきの点がありましたら積極的に発言いただければと思います。いかがでしょうか。横山委員お願いします。

（横山委員）

ありがとうございます。二つありまして、順番が前後しますが、今御説明いただいた基本目標９業績目標１のところの最後のページです。成果のところで、確か私、去年この手のことを言った気がするんですが、成果としてある種分かりやすい事例のようなものをお示しいただくのはいいんじゃないかなと。どうしても全体の数字感で示すことがメインであるのは、それはそうであるべきだと思うんですけど、警察の方たちの御尽力がどういうところで成果を生んでいるかという意味だと、ここで記載していただいているようなインドの捜査局との協力によってこんなことが起きていますというのが知れるのはすごく良いなと思ったのが感想です。

あとは、その下のサイバー防犯ボランティアの団体の増加というのもこれも前にお話していたような結果指標の手前の中間管理指標的なもの、これは何かしら最終的な最終結果につながることで、確率が高いであろうというようなものが中間管理指標的に示されて、それがちゃんと効果を生んでいるのも、皆様の日々のお仕事の成果を理解するという意味では非常に有効だなと思ったので、これはとっても良かったな、ありがたいなと思ったというのが感想でございます。

もう 1 点目は、これは全然話が変わってしまうんですが、交通事故のところの話、14 ページ、15 ページですね。これが個別にどうこうというよりは、この手の大数の法則系の話ですが、事故件数とか頭数の話になるときに、ビジネスの世界でも結構最近議論しているのは、実は日本という国そのものは、釈迦に説法ですけど、毎年 0.5%ぐらい人口が減っている国なんですよね。平たく言うと、どんなことも頭数で決まるものというのは、ざっくり言うと 0.5%減るというのが、マクロ的にそういう環境であるっていうことを、そういう状況になっているという国であるということがあって、そうあった時にこういったものの目標設定の在り方というのが、どう在るべきかというのは、人口増加ないしは人口がフラットの時のものの設定の仕方とは、多少考え方が変わるべきかもしれないと思ったということが２点目でございます。まわりくどい言い方になってしまいましが、以上でございます。

（片倉政策立案総括審議官）

先生ありがとうございます。２点御指摘いただきました。正にその中間指標という点につきましては、第１のパートの方でも御説明したとおりでありまして、そういうより具体的な効果の測定できるような指標というものが必要だろうというのは、正に前回申し上げたとおりでございます。

それから、人口減のお話がありましたが、実は別の場面で、例えば私どもの交通の情勢を測る上で交通事故の死者数とか事故数という全体の数字があるんですが、それをグラフに書いたときに、例えば免許の保有とか車の台数とか走行距離とかあるいは人口とか、やはりそういうファクターと一緒に論じないとそれをなくして増減を論じても意味がないという御指摘をいただいておりまして、私どもは全くそのとおりだなと思ったところでございますので、正に今回の先生の御指摘もそのとおりでございまして、人口や色々と警察が持っている以外のデータと付き合わせて検証していく必要があると痛感したところでございます。ありがとうございます。

（内山座長）

私から時間が限られますが、１点だけよろしいでしょうか。自転車の対策についてですが、７の１ですね。自転車のいわゆる青切符交通反則通告制度の導入は、やはり非常に大きな効果を持つと思われるんですが、この制度について効果検証を行う予定があるかお伺いしたいんですが。

（阿部審議官）

交通局でございます。青切符制度の効果検証ということでございますが、これは当然検証していく必要があると考えております。今年の４月に始まったばかりの制度ですので、まずはしっかりと運用をやっていくことになるわけでございますが、この後、例えば事故件数が

どういうふうに推移していくのかなど、そういったものを見ながら、この青切符制度がどういうふうに機能しているかということを、しっかりと検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

（内山座長）

どうもありがとうございます。細かいことを申しますと、トレンドとして事故件数が下がっているというのと、青切符制度の導入によって下がったという効果を分けなければならないという、そのあたりは、難しい点があるのですが、いずれにせよ効果検証をして、また今後の施策の取組にいかしていただければと思います。どうもありがとうございます。

（阿部審議官）

御指摘も踏まえまして、どういう検証ができるかしっかりと考えていきたいと思います。

（内山座長）

他に御質問の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の議題に移ります。

説明者の方は退出していただいて結構です。では次に議題の２「令和８年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」に移ります。警察庁から説明をお願いいたします。

（立石補佐）

議題２は、「令和８年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）」についてです。資料３を御覧ください。こちらの事前分析表は、今年度に評価書を作成しない施策も含め、全ての施策について関係数値等の推移をモニタリングするほか、来年度以降の評価に向けて指標や達成目標を設定することを目的として作成しております。私からは以上でございます。

（内山座長）

それではこの議題２につきまして、お気づきの提案、御質問等がありましたらお願いいたします。野口委員、お願いいたします。

（野口委員）

一橋大学の野口です。ありがとうございました。事前に非常に雑白な御質問を投げかけさせていただいておりました。評価の枠組みは、私なりには理解をしているつもりで、当然ながら基本計画に基づく事前分析であるということも承知をしているのですけれども、なぜこのような御質問を申し上げたかと申しますと、評価のサイクルを考えたときに事後評価をすることになるわけですけれども、その前提として今まさに冒頭の御説明にあったとおり、今後これから評価をしていくに当たっての状況を把握し、評価に向けていくというのがこの事前分析表であるとした場合に、もう少しサイクルを意識した事前分析というのがあってもいいのかなと思ったということです。全体として何が一番気になったかというと、折り込まれている令和７年度にやったものについてはそれに変えるというところを見ていて、それだけではなくて、やはりこれから令和８年が終わったときに政策評価をしていくに当たってのスタート地点にある事前分析だから、今までのやり方自体を少し見直したりとか、新たな要素がないのかみたいな議論が、つまり差分として出てくるものでないといけないのかなというふうに感じたというところです。すぐに、このサイクルを変えるというのは難しいかもしれないけれども、改めて事前分析とは、どういうものかということをこの機会に皆さんで意識

できるといいのかなと思ったということです。ありがとうございました。

（片倉政策立案総括審議官）

先生ありがとうございます。正に、今回の報告でも、効果の測定する数値などを、微妙に変えたりしております。これは、事前の時と今と測るべき数字が変わったりしてるということもあります。したがって、この事前分析表の数値も、例えば、次に事前分析を行う時には、もう少し違った観点の数字ということもあり得ると。これが全く確定形ではないと思っているところでございます。

（野口委員）

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

（内山座長）

他の委員の方何かご発言ございますでしょうかいらっしゃらないとの認識でよろしいでしょうかそれではどうもありがとうございましたそれでは一連の議論が終了いたしましたので進行役を事務局にお戻ししたいと思います。

（立石補佐）

ありがとうございました。以上をもちまして、一連の議事を終了させていただきたいと思いますが、最後に、各委員の皆様方から、コメント等ございますでしょうか。内山先生お願いいたします。

（内山座長）

今日は非常に丁寧な説明いただいて、また、事前の質問にも丁寧にお答えいただきありがとうございます。率直に申して、政策評価については評価疲れなんていう言葉も時々聞きます。私は、ＥＢＰＭとかその辺を専門にしておりますので。単に形式的に一生懸命資料を作って、とりあえず総務省にはやりましたと報告するみたいなそういうことになってしまうと、僕らは何やってるんだろうということになってしまいますので、是非私が申したように、今後の施策の改善にどういうふうにいかすか、それをいかすにはどういう評価をしたらいいかという、そういう前向きなものとして考えていただけると思います。そういう意味で、最後の野口先生のコメントやっぱり事前分析表の役割みたいなものを再確認みたいなのって非常に意義のあることかと思いますので、いずれにせよ、引き続きよろしくお願いいたします。

（片倉政策立案総括審議官）

内山先生ありがとうございました。ＥＢＰＭというのか、私どもの世界でいうともう少し身近な言葉でＰＤＣＡという言葉もあるんですけれども、まさに確認しながら物事を進めていくというのは、それはＥＢＰＭもＰＤＣＡも同じでございますので、そういう意味で、先生方の御指摘も踏まえながら、政策評価というものに取り組みながら、また、政策評価以外の部分でもＰＤＣＡを意識しながら仕事をしていきたいと考えています。警察が取り組むべき相手というのは、どんどん変わっていきますので、色々な数値に目を向けながら政策をしっかり展開していきたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

（立石補佐）

これで第 43 回政策評価研究会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席い

ただきまして誠にありがとうございました。